

## 平成 23 年 度 入 間 市 保 育 料 表

各月初日の入所児童の属する世帯階層区分			保 育 料 ( 月 額 )		
階層	定 義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯		円 0	円 0	円 0
B	A階層及びD階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	B 市町村民税非課税世帯	0	0	0
C		C1 均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	7,400	4,800	4,800
		C2 所得割の額が10,000円未満	8,000	5,400	5,400
D	A階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	C3 所得割の額が10,000円以上	8,900	6,500	6,500
		D1 2,000円未満	9,900	7,400	7,400
		D2 2,000円以上 9,000円未満	11,600	9,300	9,300
		D3 9,000円以上 17,000円未満	14,200	11,400	11,400
		D4 17,000円以上 34,000円未満	19,000	16,200	15,900
		D5 34,000円以上 50,000円未満	24,700	21,700	20,600
		D6 50,000円以上 68,000円未満	30,900	24,700	21,600
		D7 68,000円以上 85,000円未満	37,000	24,700	21,600
		D8 85,000円以上 103,000円未満	42,700	24,700	21,600
		D9 103,000円以上 137,000円未満	44,500	24,700	21,600
		D10 137,000円以上 172,000円未満	48,400	25,700	22,600
		D11 172,000円以上 207,000円未満	49,900	25,700	22,600
		D12 207,000円以上 245,000円未満	50,900	25,700	22,600
		D13 245,000円以上 311,000円未満	52,000	25,700	22,600
D14 311,000円以上 386,000円未満	53,000	26,700	23,600		
D15 386,000円以上 450,000円未満	54,000	26,700	23,600		
D16 450,000円以上	54,500	27,200	24,200		

※ 年齢による算出方法は、各年度の4月1日現在の年齢が基本です。

※ 兄弟で保育所(園)及び家庭保育室に入所又は入室している場合は、児童福祉課へお問い合わせください。また、保育所の他に幼稚園や認定こども園に入園している場合は保育料が軽減されることがありますので、児童福祉課へお申し出ください。